



定禅寺通 再整備方針

「ひと中心の空間」への転換
多様なアクティビティが生まれる環境づくり



令和5年3月
仙台市

定禅寺通再整備方針

1.	はじめに	1
1.1.	背景	1
1.2.	定禅寺通エリアの特徴と活性化の方向性	3
1.3.	本方針の目的と位置づけ	6
2.	定禅寺通再整備方針	7
2.1.	定禅寺通再整備の方向性	7
2.2.	定禅寺通の再整備の考え方	12
2.3.	再整備計画図	34
2.4.	再整備のイメージ	38
2.5.	再整備のスケジュール	40
	参考資料	41
1.	定禅寺通エリア活性化の取り組みの経緯	41
2.	定禅寺通再整備方針策定に係る取り組み	50

1. はじめに

1.1. 背景

定禅寺通（本方針では、「市道定禅寺通線」をいう。）は、美しいケヤキ並木や主要な文化施設があり、また定禅寺ストリートジャズフェスティバルや SENDAI 光のページェントをはじめとする様々なイベントの舞台として、市民や多くの来訪者にも愛される本市のシンボルロードです。

定禅寺通エリアでは、これまでも文化を創造する魅力ある街づくりや、ケヤキ並木を活かした都市景観づくりが進められてきました。一方、本市の都心では、近年、仙台駅周辺へ人の流れと賑わいが集中する傾向が続いており、多様な魅力をもつ一番町や国分町などを含む定禅寺通エリアの活力低下が懸念される状況にあります。

そこで、本市では、都心の重要な拠点のひとつである定禅寺通エリアの魅力を高め、人の流れを引き寄せることにより、都心全体の回遊性向上と活性化を図るため、平成 29 年度より定禅寺通エリア活性化に向けた取り組みを開始しました。また、定禅寺通を含む「勾当台・定禅寺通エリア」において、計画が進む本庁舎建替えや勾当台公園の再整備等、エリアでの個々の取り組みが結び付いた一体的な「面」としての魅力向上を図るため、令和 3 年 5 月に「勾当台・定禅寺通エリアビジョン」（以下、「エリアビジョン」という。）を策定しました。エリアビジョンでは、『“交流”と“ゆとり”を楽しむところ～みんなで育む“仙台の庭”～』をまちづくりの理念として掲げ、本市としての「施策や取り組みの方向性」をとりまとめています。

一方、地域においては、定禅寺通エリアに関係する町内会や沿道地権者等を中心とした「定禅寺通活性化検討会」（以下、「検討会」という。）が平成 30 年 10 月に設立され、定禅寺通エリアの将来像とその実現に向けた取り組みについて継続的に検討しながら、市民参加型シンポジウムや道路空間利活用の日常化等に向けた社会実験等が行われてきました。



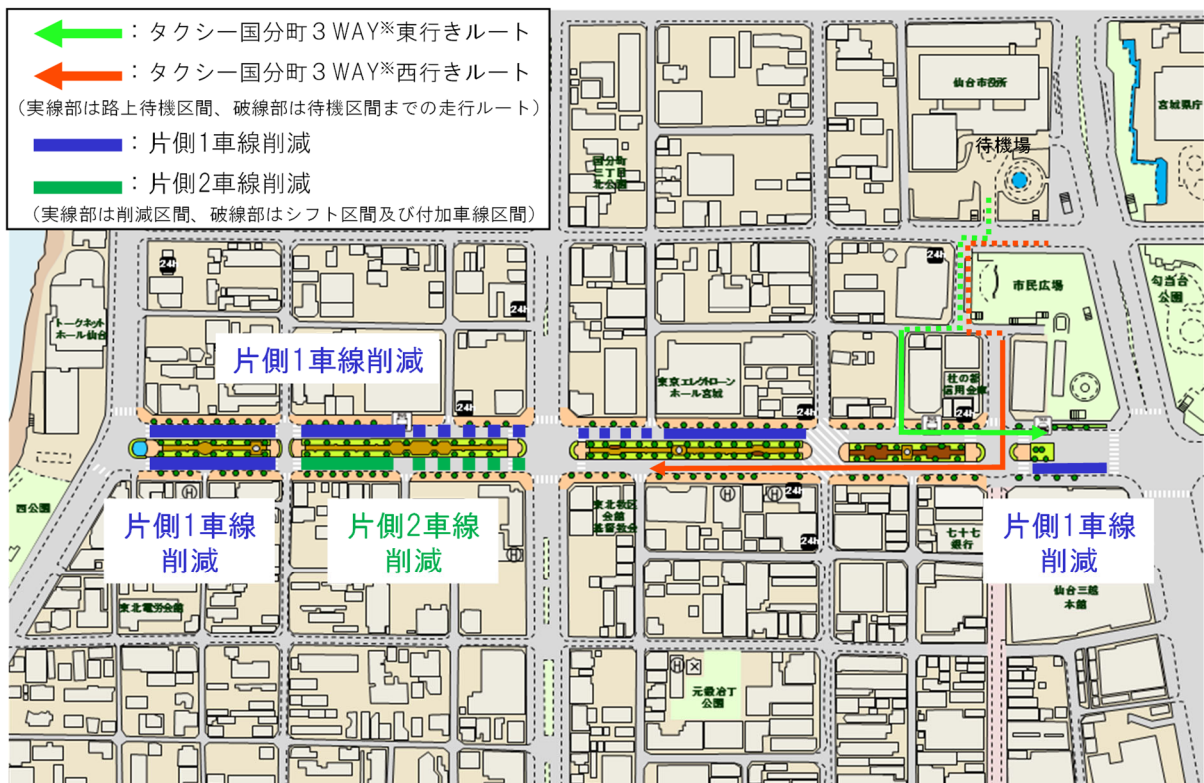
名称	市道定禅寺通線
延長	約 0.71km
幅員	46m

図 定禅寺通の位置と構造

令和3年8月20日から9月7日には、車線削減による交通への影響と、道路空間の活用
の日常化に向けた効果や課題等を調査するため、定禅寺通の車線を一部削減し、拡張した歩
行者空間を利活用する大規模な社会実験を、本市と検討会の共催で実施しました。片側1車線削
減を基本とした車線規制を実施しましたが、交通量調査では、社会実験の規制による自動車交
通への影響（混雑等）はほとんど生じなかったという結果が得られています。

令和4年3月には、検討会における検討の集大成として、定禅寺通エリアの関係者が将来の
まちづくりの方向性を共有し、その実現を目指し取り組んでいくための指針として「定禅寺通エ
リアまちづくりビジョン2030（まちづくり基本構想）」（以下、「基本構想」という。）が策定さ
れました。基本構想の中では、『世界に誇るケヤキ並木と共に「ここにしかない」プライスレス
な時間と体験を。』がまちづくりの理念として掲げられ、目指す街の姿やその実現に向けたプロ
ジェクトメニュー等がとりまとめられています。

地域と本市がそれぞれ策定したこれらの2つのビジョンにおいては、「エリアの個性・強みを
磨き、訪れたくなる魅力を高める」という取り組みの方向性が共通しています。



※タクシー「国分町3WAY」方式。午後10時半から翌午前3時まで、タクシー乗り場を定禅寺通（東進、西進）、広瀬通（東進）の3か所に集約し、それぞれの乗り場からタクシーが待機レーンに整然と順番に並ぶことで、国分町地区の違法客待ちタクシーによる深夜の交通混雑を解消するもの。

図 大規模社会実験車線規制図

1.2. 定禅寺通エリアの特徴と活性化の方向性

1.2.1. 定禅寺通エリアの特徴等

定禅寺通エリアには仙台を代表する豊かな公共空間が存在すること、市民協働によるまちづくりの歴史が継承されてきていること、様々な文化芸術の活動やイベントの舞台となってきたこと、エリア内やエリア周辺に多くの居住者や従業者が存在することといった個性・強みがあります。

【定禅寺通エリアの個性・強み】

- 仙台を代表する豊かな公共空間
 - 戦災復興事業で整備された広幅員の道路空間と美しいケヤキ並木
 - シンボルロード整備事業で整備された中央緑道
 - 勾当台公園や西公園などの大規模な都市公園が隣接
- 市民協働によるまちづくりの歴史と継承
 - 市民協働による空間利活用の歴史と実績
 - 次世代への継承が進むエリアマネジメント体制
- 文化芸術の活動やイベントの舞台
 - せんだいメディアテークをはじめとする文化芸術の活動拠点
 - 定禅寺ストリートジャズフェスティバルなどの市民イベント
- エリア内やエリア周辺に多く居住者・従業者が存在
 - エリア周辺居住者は約 6 千人（20 年間で約 1.5 倍に増加）※¹
 - エリア周辺従業者は約 3 万人※²

一方、本エリアにおける課題は、日常的な賑わいの創出と都市機能の高質化です。上記の個性・強みを活用して磨きをかけることで、課題解決につながると考えます。

【定禅寺通エリアの課題】

- 日常的な賑わいの創出と都市機能の高質化
 - 消費や滞在を促す施設等が乏しく、日常的な賑わいが生まれにくい
 - 日常的な歩行者の通行量が仙台駅周辺と比べて少ない
 - 建築物が老朽化し、都市機能の更新・高質化が進んでいない
 - 青空駐車場が多く、低未利用な土地が多い

※ 1 一番町四丁目、春日町、国分町二丁目、国分町三丁目、立町の居住者数を国勢調査（2000 年～2020 年）から集計

※ 2 一番町四丁目、春日町、国分町二丁目、国分町三丁目、立町の従業者数を経済センサス（2014 年）から集計

1.2.2. 定禅寺通エリア活性化の方向性

定禅寺通エリアの活性化の推進に向けては、本エリアの「個性・強み」に磨きをかけ、次に示すようなエリア像の実現を目指し、訪れたい魅力を高めていくことが重要と考えます。

<目指すエリア像>

- 近隣の居住者や従業者の他、**多様な人々が日常的に訪れ、美しいケヤキ並木のある豊かな公共空間で時間を過ごし、楽しむことができるエリア**
- 市民協働や文化芸術の舞台として、多様な人々が様々な挑戦を行う場となり、**市民活動やクリエイティブな活動が日常的に展開されるエリア**

このようなエリア像を実現するためには、「公共空間の形成（ハード：主に官が実施）」だけでなく、魅力的なコンテンツを充実させて賑わいの創出に繋げるよう、整備された空間における「多彩な活動の推進（ソフト：主に民が実施、官が促進）」を両輪で進めていく必要があります。

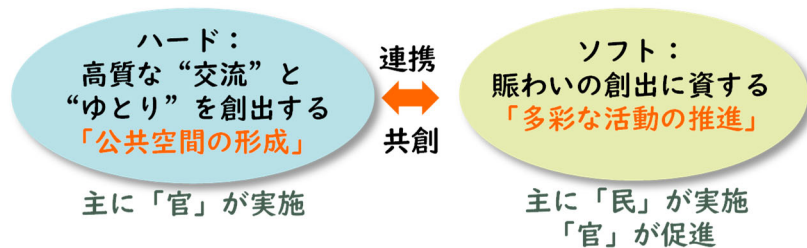


図 官民連携の取り組みイメージ

本市が実施する民間による利活用を見据えた道路空間再整備をきっかけとして、多様な人々が集まり、賑わいが生まれ、それによって様々な民間投資が呼び込まれ、さらに都市機能が高質化する、そして、そのことが人々を惹きつけ、呼び込み、賑わいがさらに高まっていく。こうした活性化の好循環（スパイラルアップ）を目指して取り組んでいきます。



図 活性化の好循環のイメージ

コラム① ウォークラブルなまちづくりの推進

近年、国内外では、道路を居心地よく歩きたくなる空間に再構成する気運が高まっており、わが国でも、「歩行者利便増進道路制度」や「まちなかウォークラブル推進事業」等の制度や支援を創設し、まちの活性化を目的とした道路空間の活用や歩行者中心の空間づくりを推進しています。

本市も、都心部における自動車交通量の減少傾向が続く状況にある中で、国の支援や制度を活用し、居心地が良く、歩いて巡りたくなる歩行者空間づくりを進め、都心全体に賑わいが広がる環境をつくるための取り組みを官民連携で進めています。

(本市における主な取り組み)

- ・令和元年度 国土交通省が募集した「ウォークラブル推進都市」に登録
- ・令和3年度 都市再生整備計画（まちなかウォークラブル推進事業）の策定
- ・令和4年度 歩行者利便増進道路※（ほこみち）を指定（定禅寺通、稲荷小路）

※ 歩行者利便増進道路は、「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するもので、特例区域（利便増進誘導区域）を定めることで、道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可が柔軟に認められます。



図 広場化されたタイムズ・スクエア
(ニューヨーク)

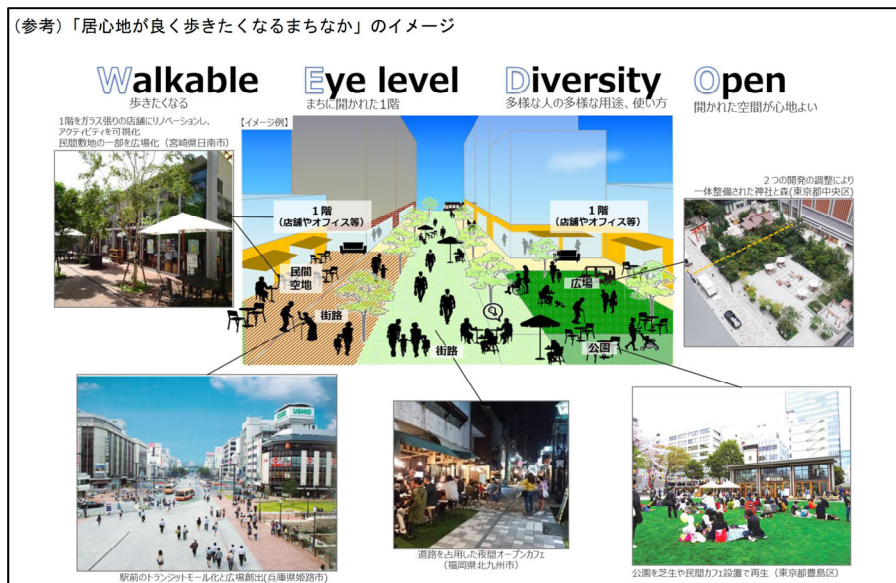


図 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ
(出典：国土交通省 HP)

1.3. 本方針の目的と位置づけ

本方針は、定禅寺通エリアの活性化に向けて、本市が実施する定禅寺通再整備の方針を示し、公共空間を活用した賑わいや交流の創出など、官民連携による活性化の取り組みを促進することを目的とし、とりまとめたものです。

本方針は、「仙台市基本計画 2021-2030」及び「仙台市実施計画」に基づく「定禅寺通活性化推進事業」の取り組みとして実施する定禅寺通の再整備について、「勾当台・定禅寺通エリアビジョン」に示されたまちづくりの理念、施策や取り組みの方向性を踏まえつつ、分野別・関連計画との整合・連携を図りながら、再整備の方向性や考え方、整備概要、整備スケジュール等を示すものです。

また、本市では、平成 11～13 年にかけて「定禅寺通シンボルロード整備事業」を実施し、道路空間のリニューアル、中央緑道の整備を行いました。本方針における再整備の方向性は、同事業におけるシンボルロード整備の考え方と整合させつつ、地域の方々が策定した基本構想における考え方と踏まえてとりまとめています。

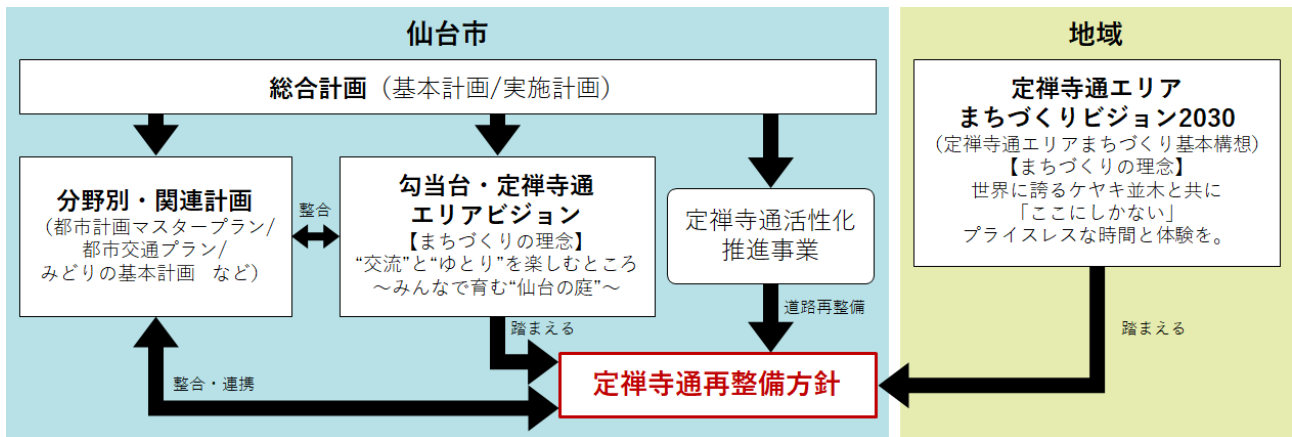


図 本方針の位置づけ

■ SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された 2030 年までの持続可能な開発目標です。SDGs が定める 17 のゴールのうち、4 つのゴール（3、11、15、17）が特に本方針に関連することから、同じ目的意識を持って本方針を推進することにより、SDGs の達成に貢献していきます。



歩行者・自転車・自動車にとって
安全な道路空間の確保



多様な人々が集まり賑わいを生む
公共空間の創出



ケヤキ並木の保全・継承によるみ
どりのネットワークの形成



官民のパートナーシップによるエ
リアマネジメント